

はじめに

2017年5月3日、日本国憲法は施行70年を迎えました。この憲法を改悪しようという支配層の激しい攻撃が続いてきたにもかかわらず、70年もの長い年月にわたって、日本国民はこれを許していません。平和、民主主義、生活を守るたかいたかにとつて、この憲法はなくてはならないものであることに確信をもち、これを守り生かすための「不断の努力」(憲法第一二条)を行ってきた結果にほかなりません。

そのことは、世界188カ国のすべての成文化された憲法を比較したワシントン大学のデービット・ロー、シカゴ大学のトム・ギンズバークらアメリカの法学者たちの研究によつても証明されました(「朝日」2012年5月3日)。彼らは、「世界から見ると、日本の〔憲法の〕最大の特徴は、改正されず手つかずで生き続けてきた長さだ。現存する憲法の中では『最高齢』だ」と言います。しかし「だからといって内容が古びているわけではない。むしろ逆で、世界でいま主流になった人権の上位19項目までをすべて満たす先進ぶり」だと評価しています。

ここでいう「世界でいま主流になった人権」とは、信教の自由、報道・表現の自由、プライバシー権、女性の権利、団結権、教育を受ける権利等々近代社会になって以来、各国憲法に共通して含まれている一人ひとりの人権です。この中で、上位20位までのランキングで日本国憲法に含まれていないのは20番目の「推定無罪」だけとのこと。これに、第2次世界大戦後の各国憲法が持つことになつた平和条項の比較を加えれば、徹底した戦争放棄の条項を持つ日本国憲法の先駆性・先進性はいつ

そうきわだったものといえるでしょう。

しかし安倍晋三首相は、この憲法に、「連合国軍総司令部の、憲法も国際法も全く素人の人たちが、たった8日間で作り上げたシロモノ」(2013年4月27日「産経」)と悪罵を投げかけ、その改悪に執念を燃やし続けています。国会という公的な場でその発言の撤回を迫られても、「首相が事実を述べてならないことはない」と、むしろ居直つています(15年3月6日、衆院予算委員会)。

しかし、問われているのは、果たしてそれが「事実」かどうかということなのです。日本国憲法の制定経過についてはこれまで、内閣の下に設置された憲法調査会(1957年8月〜64年7月)や、衆参両院に設置された憲法調査会(2000年1月〜05年4月)などの公的な場も含めて、さまざまな角度から調査・議論されてきました。安倍首相は、そうしたものすらもとくに目を通したことはなく、文字通り「一知半解」の断片的な知識に基づいて発言していると思えません。

その安倍首相が、自公与党が両院で3分の2の議席を確保することになった16年7月の参院選直後から、「(改憲への)橋がかかった」、「これからは憲法審査会においていかに与野党合意をつくっていくかだ」、「わが党案をベースにどう3分の2を構築していくか。これが政治の技術と言つてもいい」等々の発言を連発、改憲にむけた言動をエスカレートさせています。

安倍首相のいう憲法審査会とは、「調査」を主な目的としたこれまでの内閣や国会に設置された憲法調査会とは異なり、「日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」(憲法審査会規定)と、明確に改憲発議をその主要な任務に、2007年1月から衆参両院に設置されているものです。この憲法審査会における論議のすすめ方について各党代表が基本的見解を述べた16年11月16日の参議院での審査会でも、自民党の中川雅治議員は、「(日本国憲法は)『日本の主権が

制限された中で制定され、国民の自由な意思が十分に反映されたとは言いがたい」と指摘。「前文や戦力不保持を定めた『九条』のほか、大規模災害やテロに対応する緊急事態条項の新設などの項目を例示し、『多くの課題が指摘されている』と、改憲に向けた論議を行うべきとの主張を展開しています（11月17日「読売」）。

その憲法審査会において安倍首相が「ベース」にしていくと述べた「わが党案」とは、2012年4月に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」のことです。それは、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家……」という前文から始まる驚くべき時代錯誤の内容のもので、その最大の目標はもちろん、第九条の改悪です。自衛隊にかわって、武力行使に関するすべての制約をとりはらって行動する「国防軍」を設置するというのです。

安倍首相は、2015年9月に広範な国民の反対を押し切って成立させた戦争法（安保法制）を、16年11月の自衛隊の南スーダン派兵によって本格的に発動させたいま、日本国憲法がますます大きな障害となつて立ち足はだかつているとの思いにとらわれているのです。南スーダンに派兵した自衛隊に、「駆け付け警護」など自衛隊発足以来初めて武器使用をとまなう新たな任務が付与したことによつて、自衛隊が「殺し殺される」場面に直面する危険は現実味をおびているからです。それが「海外での武力行使をしない」という従来の政府答弁に反するだけではありません。「命令不服従」「敵前逃亡」などそうした任務に自衛隊員が背くことを許さないための軍規をどう維持するかは切実な問題になっています。自衛隊員だけの問題ではありません。国民の反対運動や輸送・修理等の役務提供の拒否をどうおさえつけるか、日本を本格的に「戦争する国」にするための課題は無数にあります。現在の憲法の下では許されることが続出します。

そのため、全面的に「戦争をする国」づくりを可能とする憲法を制定することが不可欠と安倍首相は考えているのです。そして、安倍首相の憲法感覚からすれば、自民党の12年改憲草案こそが日本の歴史と伝統をふまえた「自主的な憲法」であり、アメリカを中心とする連合国軍総司令部（GHQ）の素人たちが「8日間でつくりあげたシロモノ」と置き換えるのは当然だというわけです。

しかし、日本国憲法は本当にアメリカが一方的に日本におしつけたものなのでしょうか。アメリカでは日本占領が目前に迫った1944年暮れには対外政策決定機関として、国務・陸軍・海軍3省調整委員会（通称SWNCC）を発足させ、それまで各省が独自に検討してきた案を基に占領政策の統一した立案の作業を開始し、45年6月には「降伏後におけるアメリカの初期の対日方針の要約」を決定しています。そして日本占領開始後の46年1月7日には、「日本の統治体制の改革」と題する方針を承認、連合国軍最高司令官マッカーサーに送付しています。ここでは憲法問題にも言及し、ポツダム宣言の受諾によって民主主義の国家になることを約束した日本においては、国民の意思が政治に反映され、基本的人権が保障されること、したがって天皇制の廃止または改革が必要であること、等々が記されています。そして最後に、「最高司令官がさきに列挙した諸改革の実施を日本政府に命令するのは、最後の手段としての場合に限られなければならない」と、憲法改正は基本的に日本政府のイニシアティブで行なわれるべきとの方針が示されています。

したがって、連合国軍総司令部（GHQ）が当初描いていた構想は、日本政府から民主主義の原則に基づく憲法改正案が提示され、GHQはそれをポツダム宣言、SWNCCの方針に照らしてチェックし、必要なら日本側と協議して変更を求め、その結果できあがった成案を日本政府の責任において成立させるというものでした。

つまり、ポツダム宣言を受諾した以上、自主的に民主的憲法を制定することは日本政府が国際社会に約束した責務だという立場です。もちろんそれは、日本が無謀な侵略戦争を展開した背景には絶対主義的天皇制を基本とする明治憲法（大日本帝国憲法）があり、この憲法を改めないかぎり日本は同じ過ちを繰り返すとの認識に基づいています。

したがって、日本政府がポツダム宣言の約束を守って自主的に民主主義的憲法を制定していれば、70年もたつた今日もなお「おしつけ憲法」を主要な論拠の一つとする憲法改悪の主張が行われるはずはありません。

そこで、今日の改憲の企てを許さないために、あらためて日本国憲法の制定経過を検証してみることになります。その際、先の戦争の戦勝国として日本占領の中心にすわったアメリカと日本政府とのやりとり限定する平面的手法ではなく、日本国民や国際世論の動向も含めた立体的視点で検証し、そのことを通じ安倍首相と自民党の憲法改悪がどのような性格を持ったものであるかを明らかにしたいと考えます。

なお、憲法の制定経過について論じた著書は少なくありませんが、とくに憲法制定当時の内閣法制局長官であった佐藤達夫『日本国憲法成立史』（1〜4巻、有斐閣）は、筆者でなければ入手できない政府内の資料も駆使したものであり、とくに断りのない場合でも参考にさせていただきます。

*本書は憲法会議発行『月刊憲法運動』16年9月号〜17年3月号に連載された「日本国憲法はこうして生まれた」に大幅に加筆・補正したものです。